No.111 2015/2/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

平成 27 年税制改正①～法人税

Q 12 月末に平成 27 年税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

今回の改正では税率の引き下げに係る財源をどこから確保するかという観点で改正が行われています。

1． 法人税率の引き下げ

平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、税率が以下のように引き下げられます。

	現行	27 年度	28 年度
国の法人税率	25.5%	23.9%	
事業税所得割	7.2%	6.0%	4.8%
実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

2． 欠損金の繰越控除

大企業の欠損金の繰越控除について、一部のものを除き下記のように見直しがされます。

	現行	27 年度～28 年度	29 年度以降
控除限度額	所得金額の 80%	所得金額の 65%	所得金額の 50%
繰越期間	9 年		10 年

3． 受取配当等の益金不算入制度の見直し

株式等の区分を現行の 3 区分から 4 区分に変更し、益金不算入の割合も見直す。

現行				27 年税制改正			
区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除	区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除
完全子法人	100%	100%	無し	完全子法人	100%	100%	無し
関係法人	25%以上	100%	有り	関連法人	1/3 超～100%未満	100%	有り
上記以外	25%未満	50%	有り	その他	5%超～1/3 以下	50%	無し
				非支配目的	5%以下	20%	無し

要するに…

今回の一番大きな目玉は、法人税と事業税の税率を引き下げたことでしょう。代わりとなる財源をどこから確保するかが、ポイントとなります。